

平成30年第3回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

9月14日（金曜日）

平成30年第3回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成30年9月14日（金曜日）

議事日程 第2号

平成30年9月14日（金曜日）午後1時04分開議

- 日程第 1 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 議案第58号 甘楽町有功者の選定について
- 日程第 4 議案第59号 甘楽町有功者の選定について
- 日程第 5 議案第60号 甘楽町有功者の選定について
- 日程第 6 議案第61号 平成29年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第62号 平成29年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第63号 平成29年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第64号 平成29年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第65号 平成29年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第66号 平成29年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第67号 平成29年度甘楽町水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第68号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第69号 甘楽町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第70号 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第71号 甘楽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 委員会審査報告 総務文教常任委員会

日程第18 発議第 3号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を
求める意見書(案)

日程第19 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

日程第20 議員派遣の件について

日程第21 一般質問 第 1番 黒 澤 篤(地域防災計画について)

第 2番 金 田 倍 視(災害時における簡易トイレについ
て)

第 3番 富 岡 朝 男(甘楽中学生への支援について)

第 4番 江 原 榮 和(所有者不明土地の「地域福利増進事
業(公園等)」としての活用につい
て)

第 5番 山 田 邦 彦(熱中症対策について)

第 6番 山 田 邦 彦(パラリンピックを機に障がい者との
交流を)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	黒澤篤君	2番	相川忠夫君
3番	金田倍視君	4番	山崎澄子君
5番	富岡朝男君	6番	江原榮和君
7番	佐俣勝彦君	8番	中野喜久勇君
9番	長谷川儀平君	10番	柳澤清次君
11番	中里芳久君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	森平仁志君
教育長	近藤秀夫君	会計管理者(会計課長)	大河原敦子君
総務課長	富田浩君	企画課長	田村昌徳君
健康課長	松井均君	住民課長	三木保広君
産業課長	齋藤淳二君	建設課長	小澤嗣生君
水道課長	関口幸美君	学校教育課長	山崎ひづる君
社会教育課長	岩崎佳孝君	監査委員	山田利和君

事務局職員出席者

事務局長	丸澤直樹	書記	阿部愛
------	------	----	-----

○開 議

午後 1 時 0 4 分開議

◇議長（佐俣勝彦君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定されました。



○日程第 2 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 2、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定されました。



○日程第 3 議案第 5 8 号 甘楽町有功者の選定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第3、議案第58号 甘楽町有功者の選定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○日程第4 議案第59号 甘楽町有功者の選定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第4、議案第59号 甘楽町有功者の選定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○日程第5 議案第60号 甘楽町有功者の選定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第5、議案第60号 甘楽町有功者の選定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定され

ました。

-
- ◇
- 日程第 6 議案第 6 1 号 平成 2 9 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 7 議案第 6 2 号 平成 2 9 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 8 議案第 6 3 号 平成 2 9 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 9 議案第 6 4 号 平成 2 9 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 1 0 議案第 6 5 号 平成 2 9 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 1 1 議案第 6 6 号 平成 2 9 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 6、議案第 6 1 号 平成 2 9 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 7、議案第 6 2 号 平成 2 9 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、議案第 6 3 号 平成 2 9 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、議案第 6 4 号 平成 2 9 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 0、議案第 6 5 号 平成 2 9 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 1、議案第 6 6 号 平成 2 9 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての各議案を一括議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

ここで「決算の審査意見報告」について、監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、ご登壇して報告を願います。

◇監査委員（山田利和君） 監査委員の山田利和です。どうぞよろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、監査委員を代表して、各会計の歳入歳出決算審査の経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

それでは、お手元の平成 2 9 年度甘楽町各会計決算及び基金運用状況の審査意見書の 1

ページをご覧ください。

第1、審査の対象は、平成29年度甘楽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係調書等でございます。

2ページをご覧ください。

第2、審査の期日は、平成30年8月21日、22日、23日の3日間で実施いたしました。

第3、審査の手続については、1～4に記載のとおり、関係法令に基づき行うものでございます。

なお、審査を行う過程においては、必要に応じて担当課長等の説明を求めました。

次に、第4、審査の結果についてですが、1、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であって、予算の執行状況は概ね適正であると認められました。

2、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りの無いものと認められたことをご報告申し上げます。

次に、3ページをご覧ください。

第5、決算の概要でございますが、これはお手元に配付されております平成29年度甘楽町一般会計及び特別会計決算書並びに決算に関する報告書を概要としてまとめたものでありますので、説明は割愛させていただきます。

次に、6ページをご覧ください。

第6、財政健全化判断比率の状況について申し上げます。

一般会計及び特別会計の各会計はいずれも実質収支が黒字であり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率には該当が無く、健全財政であると認められました。

次に、第7、各会計の審査における意見等を申し上げます。

1、一般会計

(1) 歳入について。町税の収納状況は、収納率が95.8%と昨年より0.5%上昇しているとともに、前年度よりも不納欠損額が減少しているため、収納対策に成果が認められます。

しかし、今後も、悪質な滞納者に対しては法的措置を講ずるなど、滞納の減少、収納率の向上に引き続き努力をお願いしたいと思います。

また、不納欠損処分に至らぬよう、個々の状況を十分に調査の上、その処分については引き続き厳正に運用するよう要望いたします。

町債の発行は、住民福祉の向上や道路整備などに必要な財源ではありますが、後年度の住民に負担を強いることの無いよう、また将来の安定的な財政運営のためにも計画的な活用をお願いいたします。

(2) 歳出について。予算編成方針の趣旨に沿った事業運営に努力されていると認められます。

今後も、引き続き社会情勢や厳しい財政状況をしっかり認識し、経費の節減に向け事務事業の簡素化、効率化を図り、費用対効果を考慮の上、補助事業等の見直しにも積極的に取り組まれますことをお願いいたします。

続いて、2、特別会計について、審査意見等申し上げます。

(1) 国民健康保険事業特別会計。今年度も、実質単年度収支は黒字でありましたが、保険給付費は今後も上昇すると思われ、厳しい運営が予想されます。

歳入では、国保税現年分の収納率が低下し、収納額全体でも減となっておりますので、賦課徴収等の強化により、収入確保に努められるよう要望いたします。

また、バランスのとれた事業運営を行うために、医療費の抑制及び健康意識の高揚を図り、財政の健全化に努めるようお願いいたします。

(2) 介護保険事業特別会計。65歳以上の人口に占める要介護者の認定率は13.2%で、引き続き県平均の17.4%を大きく下回ったことは、予防・支援事業の成果と認められます。

要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう適切なサービス利用の供給に努めるとともに、今後も介護予防・生活支援対策事業等に重点を置き、制度の充実と併せて、介護保険財政の健全化を望むものであります。

(3) 農業集落排水事業特別会計。汚水処理施設は、城南・上野地区が24年、天引地区は19年、善慶寺・国峰地区も14年経過により老朽化しており、今後も機能保全のため、施設の改修・更新等が必要と見込まれます。事業化にあたっては、財政を考慮した計画的な執行をお願いいたします。一方で、農業集落排水対象地区から公共下水道対象地区への切り替えについても、引き続き実施をお願いいたします。

また、本事業は、多額の事業費を投入して実施したものであり、未接続者には早期に接続を行うよう啓発を要望いたします。

(4) 公共下水道事業特別会計。平成5年から供用を開始した下水道事業は、建設事業費と併せて今後は維持管理経費の増加が見込まれます。

建設にあたっては、整備計画により、国庫補助金等の有効な活用と事業費の平準化をお願いいたします。

また、維持管理費の財源である使用料収入の増加の為に、未接続者には早期接続を行うよう継続的に啓発を要望いたします。

(5) 後期高齢者医療特別会計。歳入の主なものは、保険料と一般会計繰入金であります。保険料収納率は前年度より0.3%低下したものの、99.3%と高く維持されており、収納対策の努力がうかがえました。

歳出の98.9%が運営主体、群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、法令等に基づき忠実に事務が執行されたものと認められました。

(6) 結びに。審査いたしました一般会計並びに各特別会計は、予算編成方針の趣旨に沿った適正な事業運営がなされ、健全財政に努力されたことが認められました。

今後も、限られた財源の中で、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう創意と工夫を持って予算執行をしていただくとともに、平成30年度は後期2年目となる第5次総合計画「KANRAプラン・輝き」に沿って、積極的に事業に取り組まれるよう要望して、歳入歳出決算審査における意見といたします。

ご清聴ありがとうございました。

◇議長（佐俣勝彦君） 報告が終わりました。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第61号 平成29年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第62号 平成29年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第63号 平成29年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 举手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第64号 平成29年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第65号 平成29年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第66号 平成29年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 举手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。



○日程第12 議案第67号 平成29年度甘楽町水道事業会計決算の認定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第12、議案第67号 平成29年度甘楽町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

ここで、「決算の審査意見報告」について、監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、ご登壇して報告願います。

◇監査委員（山田利和君） 議長のお許しをいただきましたので、甘楽町水道事業会計決算審査の経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

お手元の審査意見書9ページをご覧ください。

第1、審査の対象は、平成29年度甘楽町水道事業会計決算でございます。

第2、審査の期日は、平成30年7月25日でございます。

第3、審査の方法については、1～3に記載のとおり行いました。

なお、審査を行う過程においては、必要に応じて担当課長等の説明を求めました。

10ページをご覧ください。

第4、審査の結果でございますが、1、審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表等の各調書は、法令に準拠して作成されておりました。

2、計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令及び財務諸規定に従って、適正に執行がなされていることが認められました。

次に、第5、決算の概要については、決算書の要旨をまとめたものでありますので、割愛させていただきます。

11ページをご覧ください。

次に、第6、資金不足比率については、実質黒字のため該当が無く、健全財政であることが認められました。

次に、第7、水道事業会計における審査意見等を申し上げます。

第7、審査における意見等。（1）有収率は、上水道及び簡易水道の合計では、前年度より若干改善されているが、引き続き漏水防止対策を強化し、有収率の向上をお願いいたします。

（2）水道料金の滞納額は減少傾向であるが、健全財政並びに公正公平な立場からも、引き続き適正な給水停止の執行と徴収を要望いたします。

（3）施設の老朽化対策にあたっては、財政を考慮した計画的な修繕と建設改良工事をお願いいたします。そのためには、企業的経営感覚と原価意識を持って、経営の合理化と経費節減に努力されるよう留意をお願いいたします。

結びに、今後とも健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の安定供給に向けて、より一層の工夫と努力を望み、平成29年度甘楽町水道事業会計の決算審査意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 報告が終わりました。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

◇

○日程第13 議案第68号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第13、議案第68号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第14 議案第69号 甘楽町税条例等の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第14、議案第69号 甘楽町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第15 議案第70号 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する
条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第15、議案第70号 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第16 議案第71号 甘楽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第16、議案第71号 甘楽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第17 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第17、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告を願います。

◇総務文教常任委員長（柳澤清次君） 平成30年9月14日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長柳澤清次。委員会審査報告。本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会会議規則第94条の規定により報告します。記。1、開催日時。9月10日午後2時14分。2、場所。甘楽町役場大

会議室。3、出席者。委員長、柳澤清次。副委員長、金田倍視君。委員、山崎澄子君。委員、富岡朝男君。委員、長谷川儀平君。委員、中里芳久君。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、近藤秀夫君。総務課長、富田浩君。企画課長、田村昌徳君。住民課長、三木保広君。会計課長、大河原敦子君。学校教育課長、山崎ひづる君。社会教育課長、岩崎佳孝君。

6、審査の状況。

○請願第5号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める請願書。

中小企業は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。しかしながら、所得税法第56条により、家族従業者の働き分は必要経費に算入されておらず、白色申告の専従者控除は、配偶者86万円、その他家族50万円までしか認められていない。一方で、青色申告の場合は、税務署への事前の届け出が必要であり、複式簿記による記帳義務が生じるものの、給料を経費にすることができる。従って、白色申告・青色申告ともに、メリットとデメリットがあることは事実である。

継続審査により2回目の審査となったが、前回の審査時と比べ、状況の変化がほとんど無いため、所得税法第56条の廃止については、今後の税制改革を見極めてから慎重に行うべきである。

よって、本請願は継続審査すべきものと決定した。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

請願第5号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第18 発議第3号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を
求める意見書（案）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第18、発議第3号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中里芳久君、登壇して説明願います。

◇11番（中里芳久君） 発議第3号。平成30年9月14日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。提出者。議会議員、中里芳久。賛成者。同、黒澤篤。同、相川忠夫。同、金田倍視。同、江原榮和。同、柳澤清次。群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書（案）。

群馬大学医学部附属病院（「群大病院」という。）では、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故が判明し、平成27年6月、特定機能病院の承認を取り消されたが、事故の判明以来、診療体制の見直しや安全管理体制の整備、病院開設者である群馬大学を挙げたガバナンスの強化など様々な改革を徹底して進めている。こういった再発防止のための取り組みの実績は、外部委員で構成される病院監査委員会においても高く評価されており、これらの実績等を踏まえ、本年5月31日に厚生労働大臣宛て特定機能病院の再承認の申請を行ったところである。

群大病院は、難治性疾患を含む様々な症例の患者を受け入れ、最先端の高度医療を提供してきたが、特定機能病院としての取り扱いがなされないことは、同病院の高度医療技術の研究開発や人材育成機能にも支障をきたしている。

また、このような状況は、若手医師に対する不安感や求心力低下を招き、臨床研修医の採用数が大きく減少するなど、極めて厳しい状況を生じさせているところである。

群大病院に本来期待される高度医療の提供や医師の養成や確保という役割をこのまま十分に果たすことができない場合には、住民から必要な医療を受ける機会を奪い、地域医療の崩壊にも繋がりがかねない。

については、住民の安全で安心できる暮らしを維持確保するために、国においては、群大病院について、特定機能病院としての早期の再承認を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月14日。甘楽町議会議長佐俣勝彦。

衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。厚生労働大臣。内閣官房長官宛て。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

発議第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第19 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第19、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。



○日程第20 議員派遣の件について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定によりお手元に配付しました議員派遣の件についてお

諮りいたします。

配付書記載のとおり議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。よって、配付書記載のとおり議員派遣することに決定いたしました。



○日程第 2 1 一般質問

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 2 1、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いをいたします。

最初に、質問番号 1 を、議席 1 番黒澤篤君、登壇の上、質問を願います。

◇1 番（黒澤 篤君） ナンバー 1、「地域防災計画について」。

今年も西日本豪雨による土砂災害が起きてしまいました。また、台風 2 1 号による風水害、北海道地震も記憶に新しいところであります。それぞれの被災地へお見舞いを申し上げます。

東日本大震災から 7 年余り、毎年起こる日本の自然災害、生活そして経済に大きな影響が出てきております。激化した気候などにより、どこで災害が起きても不思議ではありません。

そんな中、平成 3 0 年 2 月、町地域防災計画がまとめられております。防災は予防からといたしますので、計画内容等について質問いたします。

①避難所の電源確保について。計画では 9 台の発電機が配置されておりますが、電力の復旧に時間がかかる場合、電力不足になると考え、災害非常用電池（最長 1 0 年保存可能）や電気自動車（公用車兼用）、太陽光発電システム（蓄電池セット）など導入し、備えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

②番、豪雨による水害が起きた場合について。ヘリポート予定地として総合公園、福島河川緑地、そして仮設住宅用地として総合公園が使用できなくなると思われますが、代替え地の考えがありますか。

③番、住民への防災知識の普及、啓発について。区ごとによる防災対策会議を開催し、その地区で起こり得る災害について話し合い、いざという時、素早い行動がとれるように、地区防災心得（仮）を作成してはいかがでしょうか。

以上、町の考えをお聞かせください。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、質問がございました黒澤議員の「地域防災計画について」のご質問にお答えをしたいと思います。

先週の6日に北海道で震度7の地震が発生をいたしました。渋川市で震度5弱の地震が発生したり、7月の西日本豪雨災害、そして草津白根山の噴火、頻発な台風の発生その他、この夏の異常な猛暑も災害と言われております。まさに、黒澤議員のおっしゃられますように、全国どこで災害が起きても不思議ではありません。町では、地域防災計画により、災害発生時における住民の生命、そして財産を守るとともに、災害に強い町、災害に強い組織づくりを進めておるところであります。

はじめに、①番の避難所の電源確保についてお答えをしたいと思います。まず、町の発電機等の保有状況でありますけれども、発電機は地域防災計画の備蓄状況に記載された9台の他、消防団各部が保有をしております。また、防災交流センターでは、72時間、約3日間の自家発電が可能な大きな非常用発電機を備えています。甘楽中の体育館には太陽光発電設備がありますので、発電している間は電力の使用が可能となります。

ご質問の、災害非常用電池については、今後の検討課題とさせていただき、電気自動車の購入、また太陽光発電システムの設置、そして蓄電池の設置等については、今後の財政状況により総合的に判断をさせていただきたいと考えています。

②番の豪雨による水害が起きた場合については、総合公園、福島河川緑地広場が使用できなくなった場合、どうするかというご質問でありました。

この場合は、他の予定地であります甘楽中学校、琴平山の運動公園、陸上競技場を使用することになります。また、ヘリポートの代替地につきましては、小幡小学校、福島小学校、新屋小学校、そして旧秋畑小学校、旧第二中学校の校庭を考えております。そして、仮設住宅の設置予定地の代替地につきましては、いわゆる住宅建築が可能なすべての町有地、例えば学校の校庭や旧一中跡地などを検討するとともに、必要があれば、みなし仮設住宅、いわゆる民間のアパートを借り上げるようなことを考えていかなければならないというふうに考えておるところであります。

③番の住民への防災知識の普及、啓発につきましては、議員おっしゃられますように、

とても重要なことでありまして、その対策の一つとして、昨年9月の定例会でも黒澤議員から「防災・減災対策について」のご質問を受けております。今年度の町民カレンダーに町の避難所と土砂災害のハザードマップを掲載してきました。今後も、地域防災計画に基づきまして、皆さんに分かりやすい資料、そして住民の皆さんに見てもらえる資料づくりによって、地域防災知識の普及、そして啓発にこれからも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了いたしました。

2回目の質問がありましたらお願いいたします。

黒澤篤議員。

◇1番（黒澤 篤君） ありがとうございます。

1番の非常用の電池等、やっぱり北海道なんかの状況を見ますと、電源が本当に解除、あんなでっかいところでもなあって、大都市でもああいうことがありますので、うちの方にも来るのがいつになるのか分からないので、いろんなアイテムを持っていた方がいいかと思えます。今、町長の話の中の太陽光が一番、太陽光で蓄電池というセットが一番いいかなと思うんですけども、一番必要になるのは夜間照明が一番だと思いますし、また今は携帯電話、スマートフォンも充電というのが一番必要になると思えますので、私が思ったのは非常用電池等あれば、細かいところでも売っていますので、1カ所に集まらないでもできますので、いろんなグループで使える電源になるのかなと思ひまして、提案させてもらった訳なので、その辺を考慮して今後導入するようお願い申し上げたいと思っております。

2番目のこの災害が起こった場合ということで申し上げましたけれども、確かにいろいろ公用地を使うということがあろうかと思ひますけど、最近北海道なんか一番そうですけれども、大阪なんかも北部地震等あったりして、その後台風の被害、20号、21号がありましたし、北海道も21号、地震とあまり来られたら困るんですけども、セットで災害の起こる可能性がありますので、そういう時の関係で、学校なんかも代替え地として使った場合に、学校教育の確保とかその辺も連続で災害が起こった場合にどうするか考えなくちゃならないこともあろうかと思ひますので、その辺も留意して仮設住宅、ヘリポート等を考えていただければと思っております。

3番目なんですけれども、昨年、町長も言われました9月に「防災・減災」を質問した時に、防災マップをまた新たにつくってみてはどうかということをお願いしたんですが、

なかなか大きな事業になりますので、そこまで言えないと思ひまして、各地区で高台に住んでいる方は一番のあれは地震だと思ひますので、それを全地区に関わっていることですから、全戸に被害が及ぶというようなこともあろうかと思ひますけど、風水害、土砂災害等はやっぱり川に近いとか、低地の方が被害等の可能性が高いので、そうしたことを区ごと、谷ごとというんですかね。そういう関係で心得みたいなことを大きな文字で、地震の時はこういうことをして、ここへ逃げていってくださいとか、土砂災害の時は、こういうことでこっちに逃げてくださいとか、はっきりした大きな文字ですすぐ分かるようなのがいいかなとは思ひますので、それを地区で話し合うことによって、それぞれの住民たちが自分で意識を持ってもらって、いざという時に対応ができるんじゃないかなと思ひましたので、これを提案させてもらった訳でございます。

いずれにいたしましても、今後も安心・安全の方を考えていただいております。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） ご質問をいただきました。電池等につきましては、確かに有効なものだということは十分理解しております。ただ、金額的なものがありますので、今後十分検討して、備えられるものについては、備えられるよう準備をしていければというふうに思っております。

それから、非常時の場合は、広い場所といえはやっぱり校庭等が当たる訳でありますけれども、そのことにつきましては、災害時においては非常に難しさがあるかもしれませんけれども、学校教育等にも配慮しながら十分検討していくことが必要だろうというふうに私も思っておりますので、お願いいたします。

それから、防災対策をそれぞれの各行政区ごとになり、それぞれの組ごとになり、そういう小さな単位でしっかり立ち上げておくことは非常に重要だというふうに思っておりますので、それらにつきましても地区の皆さんのそういう防災に対する意識の高揚にこれからも努めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 黒澤篤君。

◇1番（黒澤 篤君） ありがとうございます。まさに、いつも防災の方にも書いてこられますけれども、自助が一番、自ら自分の命を守る、次は共助ということで、公共、周りの人たちと一緒にあって対策をするという、その上が公助ということで、行政が入ってくる訳でございます。まずは、自分の身は自分で守る行動からということで、日頃から備え

ていただければと思います。

今後も、先程言いましたけれども、安心・安全な生活が送れることを希望いたしまして、また災害が起こらないようお祈りいたしまして、質問を終わりたいと思います。

◇議長（佐俣勝彦君） 次に、質問番号2を、議席第3番金田倍視君、登壇の上、質問願います。

◇3番（金田倍視君） それでは、「災害時における簡易トイレについて」。

甘楽町においての大災害を想定すれば、まずは大地震かと思われれます。被害が広範囲に及び、建物の倒壊、停電、断水、また下水道使用不能となった時など、水洗トイレの使用ができなくなります。

救援物資や資材は届くでしょうが、トイレはすぐにでも必要になります。簡易トイレには、既設便器を使用しているものから、組立式や野外で人目を避けるためのポンチョ付きやテント付きなど、様々な種類があります。

公衆衛生の面からでも、町での簡易トイレの備蓄はもとより、各家庭への斡旋や助成金などの必要性を考えますが、町の意見をお聞かせください。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、金田議員のご質問にお答えをしたいと思っております。

続いての災害のご質問でございますけれども、大災害の時には、確かに断水や下水管の破損によって自宅の水洗トイレだけでなく、避難所のトイレが使用できないような状況が考えられます。また、避難者が多くなって来た場合には、仮設トイレは用意しなければならないと思っております。

東日本大震災、これは非常に想定を超えるような大きな災害でありましたけれども、仮設トイレが被災地の避難所に3日以内に届いた自治体は34%であったそうです。多くの自治体では4日から14日間ぐらいを要していると言われております。また、問題点としてトイレの個数が不足しておったり、トイレの設置場所が暗いとか、和式のトイレであるとか、段差がある、こういうような問題が高齢者や障がい者、そして女性、子どもに使用しにくいというような報告が行われております。

町の災害用トイレの整備につきましては、平成28年に福島北防災広場に防災トイレをまず4基設置してございます。災害用の簡易トイレの備蓄を現在はしておりませんが、しかし必要な時には株式会社カインズと「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」を結んでありまして、物資の供給についてはカインズから調達が可能ということに現在のところはなっておるところでございます。そして、地域防災計画、先程お話がありましたけれども、この中には住民の非常用持ち出しとして準備をして欲しいというものとして、携帯トイレ、そして簡易トイレを推奨しております。

これまで、震災後における避難所のトイレは、劣悪な衛生状態となったところも少なくなく、それが原因で食事や水分を控えたことによって、心身の機能の低下や疾患の発生・悪化が見られ、いわゆるエコノミー症候群、震災関連死等が発生をしております。

これまでのこのような災害の経験を教訓といたしまして、町におきましても参考となる具体的な方法や留意事項をまとめた「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」がありますので、このガイドラインを参考に災害時のトイレ対策を今後進めてまいりたいと考えております。各家庭には、防災知識の普及・そして啓発により、災害準備品として、まず食料、飲料水などの備蓄等とともに、簡易トイレの必要性をこれからも周知してまいります。助成金等はなかなか難しく考えておりませんので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら願います。

金田議員。

◇3番（金田倍視君） 確かに、トイレのどうのこうのというのは、私なんかは、テレビでも新聞でもなかなかこの辺の記事を見たことはありません。多分、テレビなんかでも、被災者の人にこのことでもって質問、インタビューをすれば、多分放送ができない、放送にできるような返事が来ないんじゃないかと思います。さっき言ったように、トイレが使えないから、少々外で用を足したり、トイレが汚れているから水分や食事を控える、また悪臭に悩まされる。そんな面があるんだと思います。新聞でなんかでもこんなことを取り上げてニュースにすると、なかなか自治体や自治会をいじめるような記事になっちゃうんじゃないかなというところで、中に控えられて、やっぱりこの辺のニュースというのはなかなか難しいのかなと。それと、個人でもまたこういうふうでというのは、なかなか日本人

というのは、下のことはなかなか相談しづらいというところはいろいろあるんだと思います。そこでやっぱり、町やなんかが率先してこの辺をやっつけていかないと、そういう問題の解決というのは、なかなかできないのかなというようなその辺でトイレ、個人個人でトイレっていろいろな人がどのようなものを作ろうかというのがその下調べで用意していればいいと思いますけれども、片や、今言いましたように、介助等の経験があっても無いにしても、地震を勘定すると、今行こうと思ったのに、もしかして詰まっていたのにといいそんな時もあると思いましたので、簡易といったそれが間に合うかどうか、さあと言った時にはみんなが我先に行つてあつと言う間にいなくなっちゃう。それまで我慢できるかどうかという件もありますので、ぜひ、今言うように助成していただければいいですけれども、もしそれができないのであれば、こういうものがありますと。こういうものがありますというので、必要斡旋みたいな形をもって、個人的にも持ってもらふような形というのは、いかがかと思ひます。集団でもって被災地の避難所の場合には、とにかく一番最初の人汚しちゃうと、もう汚れちゃいますよね。どうしても、人のものまでというので。汚れては、この辺何とかしていかなくちゃならないんだと思ひますけれども。

それと、仮設移動式のトイレ、町長、今さっきちょっと言ひましたけれども、和式の一穴なので、段差があつて、和式になると、これ年寄りの人にこれが怖くて使えない、非常に不便だというようなのを聞きます。

ですから、ぜひそういうところまで考へていくと、確かに詰まる、既存の便器が使えればいいんでしょうけれども、断水が続いていればそういうふうにも使えない。いろいろなトイレというのはありますから、それをうまくして、ある程度の準備というか、備蓄は必要じゃないのかなと。1カ月も2カ月も幾日も幾日もというものじゃないと思ひます。それは支援物資が周りから来るでしょうから幾日か後にはということだと思ひます。その辺を考へてよろしくお願ひします。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 2回目のご質問をいただきましたけれども、先程お答へしましたように、トイレは確かに災害時であれ、何であれ、大変であろうということは十分承知をしておりますので、簡易トイレなりそういうものの斡旋といひますか、そういうものについても十分皆さんにお伝へをして、いざという時に、まず自分が困らないような体制をとれるようにしっかり広報していければというふうにお願ひしております。

また、いざの時には、いろいろ問題点が多く出てくるかもしれませんけれども、皆さん

の避難生活ができるような準備をしていくことが肝要だというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目の質問がありましたら。

◇3番（金田倍視君） よろしくお願ひします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、金田倍視君の質問が終了いたしました。

次に、質問番号3を、議席5番富岡朝男君、登壇の上、質問願ひます。

◇5番（富岡朝男君） 私は、「甘楽中学生への支援について」を質問させていただきます。

甘楽中は設立から3年目を迎え、ますます学力の向上が図られていて、設立の成果が現れてきていると思います。今後、さらに生徒の学習意欲の向上を目指して、町でも積極的に支援をしていく必要があると考え、質問します。

1として、各種検定の試験、模擬テスト等の実施状況及び受験者数の割合はどうか。

2としまして、それらの受験者の検定料等への助成金額はどのくらいか。また、次年度以降、助成金額の増額を考えているか。

3つ目としまして、インフルエンザが流行すると、学年や学級が閉鎖され、学習に支障が出たりしますので、接種の補助を実施したらどうか。特に、3年生には受験に支障が無いよう、インフルエンザの予防接種を補助し、接種を推進したらどうか。

以上を質問します。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願ひます。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、富岡議員の「中学生への支援について」のご質問にお答えをしたいと思います。

まさに、富岡議員のご質問のとおり、甘楽中は設立をしてから3年目を迎えます。来春には、1年生から過ごした甘楽中で3年間を過ごした生徒を送り出すこととなります。

この3年間、学習面では、全国学力・学習状況調査において、3年間すべての教科で全国、そして県の平均を上回っています。また、部活動におきましても、輝かしい活躍により、甘楽中の名を全国にとどろかせていただき、町長として大変うれしく誇りに思っているところであります。

町では、特色ある学校づくりとして、外国語教育の充実を掲げ、平成29年度から中学生の英語検定料について、1人2,000円の補助を実施しております。平成29年度は、3年生のみを対象といたしましたけれども、平成30年度からは1年生から3年生全員を対象として拡大し、実施していきたいと考えております。

また、インフルエンザの予防接種のお話をいただきました。インフルエンザは、いわゆる高齢者や基礎疾患のある方など、罹患する、インフルエンザにかかると重篤化する、重症化する可能性が高い方に効果が高いと言われておりまして、国も定期接種として奨励し、町も補助を行っているところであります。

感染予防には、やっぱり手洗い、うがいの励行、十分な睡眠とバランスの良い食事、人ごみを避けるなどが、インフルエンザから身を守ることを学校でも十分指導して、中学生は体力もあって、通常発病しても、早期の回復が見込めますので、国も任意接種としておりますので、当面、中学生へのインフルエンザの予防接種の補助については考えておりません。しかし、インフルエンザが蔓延しないような指導というのは、やっぱり十分行っていきたいというふうに考えております。

ご質問の1番と2番の詳細につきましては、この後、担当課長にお答えをさせていただきますので、数字等は担当課長にお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（山崎ひづる君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

ご質問の1、2についてお答えいたします。検定につきましては、英語検定と漢字検定が実施をされております。

英語検定については、平成29年度から補助しておりまして、検定料は5級が2,000円、4級が2,100円、3級が3,400円、準2級になりますと4,800円の費用がかかります。平成29年度の受験者は、5級から準2級まで、1年生が24人、2年生が52人、3年生が37人、合計で113人が受験をしております。

その平成29年度の結果を受けまして、平成30年度からは1年生から3年生全員を対象といたしまして拡大をし、支給することといたしました。

漢字検定につきましては、平成29年度は、5級から準2級まで152人が受験をしております。検定料については、5級が2,000円、4級から準2級が2,500円となっております、これはすべて保護者負担となっております。

学力テスト等については、1、2年生が年4回を全員対象として実施しており、1回に

かかる費用については1,400円です。4回のうちの1回は町が負担をしております。3年生については、年6回実施しております。同じく1年生、2年生と同様に1,400円がかかります。6回のうちの1回は町が負担をしております。

次年度以降の助成金の増額については、検討し、できるだけ多くの生徒が受験できるよう対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいとお願いを申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了いたしました。

2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

富岡議員。

◇5番（富岡朝男君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

生徒数に比して、ちょっと検定なんかも人数がちょっと少ないのかなと今ちょっと感じました。なぜ少ないのかなというのは、お金だけの問題じゃないんでしょうけれども、お金も1つの理由にはなるんだと思います。それはやはり補助をある程度してやって、受けていただいて、学力を上げていただくというのが、町長言いましたけど、全国でもかなりいいとこでいっていたという報告が前にもありました。でも、さらに上げてもらって、1つの中学校になったというその成果をやはり示していくことが必要なのかなと思います。それには、やっぱり試験を受けるために勉強する、それも必要なので、受験料だけの問題じゃないんだと思うんですけども、それも1つの親としての負担になります。ですから、少し受験率を上げていただくという方法を何か考えられる必要があるのかなと思います。その辺について何かお考えがあれば、ちょっとお話を、教育長でも結構ですので、いただければと思います。

それと、インフルエンザについては、確かに町長が言われるように、定期接種もあります。ですけど、1回かかっちゃうと、4日とか5日とか何か学級が全部かかってないのに休みになっちゃったりするので、一番私が大変だと思うのは、3年生が受験を控えている子が、例えば休んじゃった場合に、一番困るのはやっぱり受験の時にインフルエンザにかかっているというのが一番大変かなと。確かに、別室で受けさせてもらえるんだという話があるんですけど、でも熱があれば実力は出ないんじゃないかなと思います。できれば、3年生だけでも手始めとして少し補助をして、何とか受験、自分の希望する学校に行っていただけるような、そういう対策を町としても援助しているんだ、補助しているんだとい

うのを示した方がいいんじゃないかなと私は思います。その辺について、お答えいただければありがたいと思います。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁願います。

教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） それでは、特にまず検定の受験の関係についてお答えをさせていただきます。

先程、課長の方からありましたように、昨年度の受験者数については、若干まだまだ周知徹底がされてなかったということは確かにあったなと思います。助成の方の関係もなかなか行きわたらなかったというところがあったと思っております。

今年度につきましては、英検につきましても、今年度第1回が今終わったところございまして、1回目はまだ1年生もそんなには受けませんので、全部で57人が受けております。そして、3回目になりますと、3年生はもう受験の時期になってまいりまして、ですから2回目がこれからあるわけなんですけれども、一番多くの子どもたちが2回目に受けられると思っております。

今年度につきましては、年度当初から学校が今年はどうも昨年度以上に周知、特に全員に補助が出るというその辺のところも含めて、英語の教員たちに検定への参加をうながしているというのが現状でございますので、今年は大分受験率も上がってこようかなと。まだ、途中でございますが、そういう気持ちで当たっております。

受験については、そういうことです。ぜひ今後とも、子ども、まずは現在の1年生から3年生まで、何しろ1回は、英語の場合には検定料も先程申しましたように大分高くなりますので、まずは全員が1回は受けられるようにということで進めているところでございます。よろしくをお願いします。

インフルエンザのところは、実際に、私も昨年度の様子等も聞いてはいたんですけれども、卒業しちゃってますので、2年生、今の3年生については、受けた子が20人ぐらいいたと思うんです。ですから、もちろん3年生になればそれ以上に受けているんだとは思いますが、ただ受験に支障があったとか、中学校で学級閉鎖をしたというようなことは中学校についてはございませんでした。中学校で今のところはまだそこまで教育委員会としても助成までは予算要望等では考えてはいないということでございます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了いたしました。

3回目の質問がありましたら。

富岡議員。

◇5番（富岡朝男君） ご答弁いただいて、大体分かりました。

せっかくさっきも言ったんですけども、1つの中学校の中ですから、西部地区では1番、群馬県でも何番と言われるような、ぜひ中学校になって欲しいなど。学力もそうですし、さっき町長が言った、運動では全国へ行った方が2人、しっかりといましたし、すごい成果を挙げているというように思います。ぜひとも、町でも、教育委員会でも、支援していただいて、よりよい学校にしていきたいと思います。

以上を要望して、質問に替えます。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、富岡朝男君の質問が終了いたしました。

次に、質問番号4を、議席6番江原榮和君、登壇の上、質問を願います。

◇6番（江原榮和君） 質問番号4番、所有者不明土地の「地域福利増進事業（公園等）」としての活用について。

国（国土交通省）では、社会経済情勢の変化に伴い、所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続登記はされずに、不動産登記簿上の登記名義人が、現在の所有者ではない、所有者不明土地を円滑に活用するため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が、本年6月6日に成立し、同13日に公布され、6カ月以内において政令により定める日から施行されることとなっている。

同法第3条基本方針におきまして、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効率的な探索に関する基本的な方針として、特定所有者不明土地を使用する地域住民等の福祉・利便の増進を図るために行われる事業、地域福利増進事業ということでございますけれども、に関する基本的な事項が定められている。

このことから、甘楽郡土地開発公社甘楽町支所が造成分譲を行った金井北住宅団地内において、同団地内に所在する特定所有者不明土地について、同団地や近隣住宅の住民から公園等を整備して欲しい旨の強い要望があることや、万が一の災害などの発生時等における避難場所、避難路としても活用できることから、同法の基本方針の一つでもある地域福利増進事業の一環としての公園及び散策路として整備することを、同法の施行を待って検討していただきたいが、町の考え方をお聞きしたいということでございます。

所有者不明土地ということは、不動産登記簿や固定資産税台帳等の公簿情報によりまして調査しても、管理する所有者が相続等所有権の移転登記がされておらず、判明しないま

ま、または判明しても連絡がつかない時のことで、全国的に増加傾向にあります。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

答弁願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、江原議員の「所有者不明土地の地域福利増進事業（公園等）としての活用について」にお答えをいたします。

詳細につきましては、議員ご質問のとおりでございます。その概要は、「所有者の不明土地の円滑な利用」「所有者探索の合理化」、そして「所有者不明土地の適切な管理」の仕組みを構築するものとなっておりますというふうに考えております。

このうち、「所有者探索の合理化」「所有者不明土地の適切な管理」については、6カ月以内の施行となっておりますが、ご質問にありますように、公園や散策路として活用する「地域福利増進事業」は、「所有者不明土地の円滑な利用」に位置付けられ、1年以内の施行となっております。

所有者不明土地の扱い及び土地所有権の取得の大枠は示されているようですが、ご質問のありました土地につきましては、今後施行される同法の規定と照らし合わせながら該当させることができるかを含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

この詳細につきましては、この後、担当課長からお答えさせていただきますので、よろしく願います。

◇議長（佐俣勝彦君） 建設課長。

◇建設課長（小澤嗣生君） 命によりお答えをいたします。

ご質問にある土地につきましては、甘楽郡土地開発公社甘楽町支所評議員会におきましても、その取り扱いに苦慮していることを報告させていただいているところでございます。

ご質問にあります「地域福利増進事業」を進めるに当たっての概要は、通常行う探索を行っても、なお全部または一部の確知ができないものにつきまして、都道府県知事に土地所有権の取得の裁定の申請を行います。可否の審査を経て、さらに6カ月の縦覧で異議が無かった場合に、補償金の額について収用委員会の意見を聴取し、土地所有権取得の裁定が決定いたします。

事業を実施するまでに保証金を供託することで、初めて土地所有権が取得できることとなります。

土地所有権の存続期間につきましては、最長で10年、異議が無い場合には、期間延長が可能ですが、異議があった場合には、これを原状に回復し返還することとなります。

今後施行される規定の詳細を確認しながら、所有者不明土地に該当するかなどを研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解と今後ともご指導をお願い申し上げます。

以上でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了いたしました。

2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

江原議員。

◇6番（江原榮和君） 回答の方は了解します。

いずれにしても、町内はもとより日本全国におきまして、大きく人口が減少していますし、また大都市への転居等によりまして、所有者不明の土地が増加している状況にあります。特に、金井北部地区におきましては、現在高崎市に接しておりまして、地理的には有利な立地条件にあることや、ちょうど遠出居7号線が開通しまして、その後公社による第1次の住宅分譲が行われたところ、多くの住宅ができています。他、近隣にも民間業者による分譲が行われております。金井地区におきましても、人口増加著しい地区であります。また、公社による第2期の分譲地造成が行われることもあることから、さらに隣接地に県によります甘楽第一産業団地の造成工事も行われております。来年度には分譲が予定されているということでございます。このため、同地区におきましては、人口が増加し、多くの住民や近隣の方々の散歩コースになっていることから、地域福祉増進事業として公園等として、同所有者不明土地の植栽をし、記念碑等設置していただいで、団地内住民や散歩者の交流の場所、また万が一の災害発生時における第一次避難場所としても活用できることから、所有者不明土地による耕作放棄地化ですか、それとか雑草等の繁茂、土地を減らす観点からも、同法は施行、1年後ということですが、来年6月以降ということになると思いますので、同法が施行され、その内容によりましては、甘楽町におきまず第1次事業として前向きに検討していただければということで、これは要望で終わらせていただきます。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、江原議員の質問が終了いたしました。

続きまして、質問番号5及び6を、議席12番山田邦彦君、登壇の上、一括して質問願います。

◇12番（山田邦彦君） 私は、「熱中症対策について」と「パラリンピックを機に障が

い者との交流を」について、質問いたします。

まず、「熱中症対策について」ですが、今年の夏は、毎日のように「生命に危険な暑さ」になりました。そして、「暑いことが災害」とまで言われました。テレビなどでは、「躊躇せず冷房をかける」、また「ためらわずエアコンのスイッチを入れる」などが毎日繰り返されました。

まさに異常な酷暑に、日本だけでなく世界中が襲われました。ほっておけば、たくさんの命が奪われる程の状況です。8月29日の報道では、119人が死亡されたとのことでした。事件や事故が起こる前に、町としての対策を強化することが必要だと思います。

まず、町内でのこの間の熱中症の患者さんの数、できれば最近10年間の患者さんの数の推移、いつどこで誰がどのように熱中症になったかということ伺います。

2番目には、いわゆる「中体連」の現場でも救急搬送があったと聞いていますが、町内に幾つかある体育館にもエアコン設置が必要となりますが、いかがでしょうか。体育館は、先程も何度も同僚議員からも出ましたが、災害時には避難所にもなる訳なので、高齢者や病気の方、そういう方も集まる場所となっている訳です。

3番目には、生活保護の受給者、その中でエアコンを持っていない人の人数あるいは戸数を教えていただければと思います。

4番目には、この③の人に対するエアコンの購入補助の制度がある訳ですが、拡大をしてはいかがでしょうか。

町の考えを伺います。

次に、「パラリンピックを機に障がい者との交流を」について、伺います。

再来年の2020年は、オリンピックやパラリンピック、これが日本で行われます。ふだんスポーツに関心のあまり無い方も、この時期には多くの人に関心を持つことと思います。ぜひ、特に子どもたちには、真のスポーツマンシップ、それを感じていただきたいと思っています。

そこで、町内外で聖火リレーなどを行ってはいかがでしょうか。町内だけであれば、町の判断で良いんですが、この際、町外も含めて行くと、もっと話が盛り上がると思います。近隣の市町村の関係者にも協力を呼びかけ、了解を得る必要もありますが、ぜひ実施をと提案いたします。

オリンピックやパラリンピックの選手、あるいは関係者を町に招いて、各種目の体験や交流をしてはいかがでしょうか。特に、パラリンピックの選手や関係者がPRをやること伺

っています。

例えば、ボッチャや車椅子で行うテニスやラグビー、バスケットやホッケーなど、群馬県の中にもたくさんのチームが存在していると伺っています。普段触れたことの無い種目に出会うと、新たな発見や喜びができると思います。

3番目には、オリンピックやパラリンピックでのボランティアなど、今募集中と聞いていますが、町内の若い人たちがそういったことに活躍ができるように、例えば手話通訳とか、要約筆記者の養成講座などを開催して、育成をしていくのはいかがでしょうか。

最後に、いわゆる「ヘルプマーク」の普及と啓発を行ってはいかがでしょうか。

町の考え方を伺います。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

質問番号5及び6について、一括して答弁願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、今ちょっとガタガタっとしましたけれども、大丈夫かなと思って続けたいと思います。まず最初に2つのご質問を山田議員からいただきました。1つは「熱中症対策」であります。

山田議員が言われますように、今年の夏は、誰もが非常に暑い夏だというふうに思っていて、まさに災害だと言われる程の暑い夏でありました。

そして、1番目の質問については、町内で熱中症の患者数について、記録が残っているのは、平成24年度からであります。平成24年度から30年8月末までの7年間に救急搬送された人数となりますが、お願いいたします。搬送された患者は40人です。時間帯は、朝の9時から夜10時までとなっております。発生場所は室内が23人、室外が13人、不明が4人で、うち自宅が19人、不明が21人であります。年齢は、9歳から94歳まで。70歳、80歳代の患者数が多い状況でありました。男女別では、男性が23人、女性が17人でありました。今年の搬送された患者は12人でありまして、死亡した方はおられません。

2番目の質問について、今年の富岡甘楽の中体連における救急搬送について、7月14日に行われた和合グラウンドで実施されたソフトテニスで、2名の女子を搬送されたそうでありまして、それから、妙義サンビレッジで実施された剣道で、男子が1名、女子1名を搬送したそうでありまして、北部武道場で行われた柔道において、男子1名が救急搬送となったそうでありまして、剣道の男子1名は、甘楽中の1年生でありました。この子は、多少

の起立性低血圧症があったそうでありますけれども、その持病があって、当日、「気持ち悪い」ということで訴えたため、救急車を要請して対応したそうであります。

いずれにいたしましても、5人とも軽度の熱中症とのことで、病院で点滴を受け、その日のうちに帰宅をしたそうであります。

今年の夏は、先程申しましたように猛暑の連続でありました。甘楽町体育館においても、子どもたちの安全を第一に対応しながら考えてきました。災害時には、確かに避難所にもなる体育館でありますので、エアコンの設置については、しかし非常に多額な費用が必要となると思われまますので、今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

3番目のご質問であります、生活保護行政の実施機関である県より、町内在住生活保護受給者の中で、エアコンを所有していない方を教わりました。それによりますと、9月1日現在11世帯16人と県から伺っております。

4番目のご質問でありますけれども、近年熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえて、国においても本年7月1日から冷房器具の購入に必要な費用の支給について、国も認めているところであります。

町として購入費補助を行った場合は、受給者に扶助費の減額等が生じる恐れがありますので、購入費補助を行うことは、今のところ考えておりません。

ご質問の詳細については、この後、担当課長からお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて、2番目の「パラリンピックを機に障がい者との交流を」について、お答えをいたします。

山田議員のご質問にありますように、2020年には、私どもはオリンピックを体験しました昭和39年以来、2度目の東京オリンピック、パラリンピックが開催をされます。

最初に、聖火リレーについてのご質問でありますけれども、群馬県内のコースについては、県の実行委員会が作成する案を年内に決定する予定となっているところであります。

たしかに、当町でも開催できれば非常に素晴らしいことでもありますので、要望等の調査がありませんけれども、機会を通じて開催を希望していきたいというふうに考えております。

しかし、町独自で聖火リレーは無理だというふうに思っております。聖火そのものを町に貸してくれるということは到底考えられませんので、それは少し大変かなというふうに

思っております。

2番目のご質問の、オリンピック・パラリンピックの選手・関係者を町に招いて交流しては、このご質問でございますけれども、オリンピック・パラリンピックの選手に限らず、一流のアスリートと交流することは、スポーツの振興において重要なことだと考えております。

障がい者のスポーツに関しても、関係団体のご協力をいただきながら、障がい者スポーツを含めたスポーツ全体の振興を図っていきたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3番目の手話通訳と要約筆記者の養成講座を開催してはというご質問でありますけれども、聴覚障がいの皆さんとのコミュニケーションの方法として、手話通訳者や要約筆記者の養成は重要なことだと考えております。

町でも、今年3月には、手話教室を聴覚障がい者、ボランティアの皆さんの協力をいただき、開催をいたしました。

聴覚障がい者の方の自立や社会参加の支援に関しては、関係団体等のご協力をいただきながら、これからも推進していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

4番目の「ヘルプマーク」の普及と啓発についてのご質問をいただきました。ヘルプマークは、それを表示することで、周囲の方に配慮が必要であるということを知らしめるためのマークだというふうに思っております。

まず最初に、そのことを住民の皆さんに理解してもらうことが大切であろうと考えておりますので、町としても、共生社会実現のため、ヘルプマークの普及啓発をこれから推進していきたいと考えております。

このことにつきましても、詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 健康課長。

◇健康課長（松井 均君） 命により「熱中症対策について」お答えをいたします。

国において、「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正がされ、本年7月1日より施行されました。

本年7月1日以降に、新たに生活保護を受けた、エアコン設備を所有していない方については、税込み5万円以内で、ご本人確認のもと、現物給付を工事費別で行うことができ

るようになりました。なお、町内には該当者はいらっしゃいません。

また、本年4月1日から6月30日までに、生活保護を受けた方につきましても、熱中症予防が特に必要とされる方、具体的には、高齢者、障がい者、小児及び難病患者等の方に限って、本年度に限り同様の手法により設置することが可能となっており、該当する方がお一人いらっしゃいます。

エアコンの設置については、県が生活保護行政の実施機関として、法令等にのっとり執行しております。

ご理解を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 社会教育課長。

◇社会教育課長（岩崎佳孝君） 命によりお答えいたします。

質問番号6番「パラリンピックを機に障がい者の交流を」の最初の1番目の質問についての聖火リレーについてでございます。2020年東京オリンピックの聖火リレーについては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から各都道府県を回る日程、コースが今年7月12日に発表され、2020年3月26日に福島県を出発しまして、同年7月24日の東京の開会式まで行われることとなっております。

この中で、群馬県は、3月31日（火）、それから4月1日（水）の2日間の実施となっております。栃木県の方から引き継ぎまして、長野県へ受け渡す日程となっております。

各都道府県における詳細な日程、コース等は各都道府県の実行委員会で選定することとなっており、群馬県では、聖火リレーの群馬県実行委員会が組織されまして、本年度中に実行委員会の案を決定し、大会組織委員会の方へ提出予定です。

これまでのところ、県から市町村へ実施希望等の意向の調査は行われておりません。これからのあるかどうかは今のところ不明となっております。

なお、パラリンピックの聖火リレーについては、まだ組織委員会の方から詳細は発表されておられません。

2番目のご質問、「オリンピック・パラリンピックの選手・関係者を招待し、交流を」の質問ですけれども、オリンピック・パラリンピックを目指す選手にとっては、これから大会の代表選考や本番の大会に向けて大変重要な時期になると思われれます。ですので、町の方へ招待は難しいと考え、遠慮したいと考えております。当面につきましては、県の障がい者スポーツ協会等、関係団体からご協力をいただいて、県内外で活躍します障がい者

スポーツの選手招待などに向けて、招待に必要な施設、設備の研究等を進めていきたいと考えております。なお、小規模選手団のホストタウンとしての受け入れは可能と思われるので、現在要望しているところであります。

以上、ご理解、よろしくお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 健康課長。

◇健康課長（松井 均君） 命により、「パラリンピックを機に障がい者との交流を」にお答えをいたします。

3番目の手話通訳と要約筆記者の養成講座についてでございますが、本年3月に町社会福祉協議会と共催で手話教室を3回開催し、10名の方のご参加をいただきました。

ご協力をいただいた聴覚障がい者、ボランティア、参加者の皆さんとの懇談会を行い、ご感想をいただきました。

手話通訳の養成講座につきましては、1クール2時間程度ですが、手話に親しむための手話奉仕員養成講習会を54クール受講いただき、その後に、県が実施している養成研修へ進まなければなりません。

懇談会では、参加者の方のアンケートも踏まえ、町単独での手話奉仕員養成講習会の開催については、参加人数等の懸念が示されました。

今後は、関係団体のご協力をいただきながら、手話奉仕員養成講習会の準備段階として、気軽に手話に親しむ催し物等の開催について、研究を進めていきたいと考えております。

要約筆記者養成講座につきましては、聴覚障がい者の福祉の増進に資することを目的に、県で実施しておりますので、今後、広報等で周知をしていきたいと考えております。

以上、ご理解を賜りたく、よろしくお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了いたしました。

質問番号5について、2回目の質問がありましたらお願いいたします。

山田議員。

◇12番（山田邦彦君） まず、①と②なんですが、了解しました。大事にならなくて良かったなと思いついていました。数字については了解したんですけど、エアコン設置、体育館のエアコン設置なんですが、この間、町内でも新しい体育館が2つできたんでしょかね。その時にも、造る時に国の基準ではエアコンの設置が必要でない、必要だというふうに言われていないのでつけませんよという話でした。主な理由としては、要する

に、一番町で元気な人たちが体育館を使っているいろんな行動をするんだから、エアコンは要らないんじゃないかというふうなこと、説明がありました。しかし、先程の中体連での例でもそうですし、全国でも小学生から高校生、大学生まで、元気だと言われている人たちも、次々に搬送されているのが実態です。ぜひ、一遍に全部につけると、町長言われるように、なかなか大変かもしれませんが、計画を立てながら予算組みをしていただければと思います。具体的に、先程額が多いという話でしたが、このくらいの規模だと幾らぐらいかかるのか、その辺りが分かりましたら、教えていただければと思います。

③と④なんですけれども、国の基準というのは課長が紹介したとおりですよ。先程もいろいろなことに対処する時、特に災害の時には私はあまり好きじゃない言葉なんですけど、自助・共助・公助という言葉、自助から始まって、紹介をよくされるんですけど、私は公助が先だと思っているんですね。公助で漏れる人は、共助とか自助を努力するような形に考えないと、立場の弱い人とか、もっと困っているというのは、あんたまだ自助が足りないよ、共助がまだうまくできてないんじゃないのということで、声が出せなくなる傾向に陥るんだと思うんです。ですから、やっぱり公がまずさっきの地域防災計画もそうですけど、まずここまでは支援というか、しますよというスタンスでいかないと、なかなかいろんな細かいところまで手が届かなくなるのではないかと思います。

それで、先程もしエアコンの補助をしたとすると、扶助費をマイナスされるかもしれないという話がありましたが、実際そういうふうになるのかどうかをもう一度伺います。

私は、国が5万円という、あるいは4月以降、新たに受給を始めた世帯とか、足かせがあるらしいんですけれども、そういうところを町がフォローするような形のシステムにした方がいいのではないかと思います。

それと、先程③のところで、対象者が甘楽町の中にはいないという話でしたが、私の知る限りでも1世帯、受給者の中でエアコンを持っていない人がいらっしゃいます。ぜひ、そういう漏れもあるかもしれませんので、もう一度きちんと調べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 話がありました体育館については、非常に大きな箱であります。それで、小学校が3つありまして、そして秋畑に1つ残っていますから4つ、それで中学校にもっと大きなやつが1つありまして、社会体育で使う甘楽町体育館も1つありますから、体育館が7つですか。あります。それをすべて一遍にという訳にはなかなかいきませ

んし、ではどこから、小学校から先にするんだということになるのかどうか、それはこれから十分検討していくことだというふうに思っております。確かに、私も思いますのは、今年のような40度近いような温度がこれからずっと続くということを考えれば、確かに体育館にもエアコンが必要な時代が来るだろうということは今年の暑さで十分承知をいたしました。でも、ある人は夏休みがあるじゃないかと言いますけれども、夏休みが明けても、夏休みの前も今年なんか非常に暑かった訳でありますから、そういうものについては、今言いました体育館について、どのような優先順位があるか、どのような体育館のつくりについては先程幾らぐらいかかるかということをおっしゃいましたが、そういうものを検討してあまり経費をかけずに一定程度の温度を下げられるものができることがあれば、そういうものを検討しながら進めていくことが、今年のような暑さが続くことを考えれば必要かなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

生活保護世帯のエアコンについては、また担当課長からもう一度お答えさせます。

◇議長（佐俣勝彦君） 健康課長。

◇健康課長（松井 均君） 命によりお答えをいたします。

先程、ご質問いただきましたエアコンの世帯につきましては、町長が答弁させていただいたとおり、9月1日現在11世帯16人の方にエアコンが入っております。これにつきまして、町の先程の申し上げた以外に補助を出すということになりますと、これは扶助費が減額になります。

それと、平成30年3月31日以前の受給者、10世帯15人の方についてでございますけれども、こちらにつきましては、従前のおりの経常的最低生活費のやりくりによって賄うか、貸付資金の活用によって賄うことに従来からの変更が無いという国からの事務連絡が参っておりますので、報告をさせていただきます。

以上でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了いたしました。

第3回目の質問がありましたらお願いします。

山田議員。

◇12番（山田邦彦君） これ例えばなんですけれども、国からのそういう言葉はあれですけれども、ペナルティがあるというふうなことでした。それ自体が問題だと私は思うんですけど、これだけの毎日の酷暑、猛暑ですと、本当にほっておくと倒れてしまいますので、例えばの話として、町の制度で貸与するとか、後では返してもらうというようなこと

も含めての措置の仕方であれば、さっきの扶助費のマイナスとか、そういうのが無くなるかなと思ったんですけど、姑息なやり方かもしれませんけど、国の方での基準というのはいわゆる改正されない限りは、そうすると制度があるんだけど、何か無いのと同じというか、マイナスがいつもくっついてくるのであれば、ちょっと矛盾するような気が私はするんですけど、ぜひその辺りの工夫も考えていただきたいのと、生活保護のいろんな団体の人が国に対しても要望しているようです。期限を切るなどか、あるいはそういうふうなペナルティをするなどかということをやっているようなので、ぜひ町からもそういう声を出していただければうれしいと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 今おっしゃられますことについては、十分こちらも理解をしました。そういう機会を捉えて、その辺のところは努めていきたいと思っておりますし、先程言われましたように、町が貸し付けるというような方法等もご提案をいただきましたので、これからまた検討していきたいというふうに思っております。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問5の回答が終了いたしました。

質問6について、2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

山田議員。

◇12番（山田邦彦君） まず、①の聖火リレーなんですけれども、国というか、県というか、の計画は了解しました。それについては、例えば甘楽町の日程では多分ノータッチですから、いわゆる聖火リレーですよ。オリンピックの本体といいますか、それは最初から私の方からは視野の外にあるので、それはいいんですけれども、かつていろんなあそこだけでもそうでしたし、いろんなところでそういうふうな試みをしてみて、それは前回のオリンピックの時にも何かそんなことをやったよという自治体もあるような話を聞いたことがあります。ただそれこそいい機会なので、甘楽町では発足当時から団体駅伝を実行している訳ですけど、要するに競技会形式だと、やっぱり選手というか、腕に覚えがあるというか、自信のある人しか出られない。聖火リレーにつきましては、要するに1人がほとんど走る訳じゃなくて、リレー形式というのもありながら、1人の聖火を持っている人の周りで5人でも10人でも一緒に走れるような、しかもペースはそれ程早くないというか、経験者によると遅過ぎるらしいんですよ。そういうふうになれば、ある程度の年齢のいった人でも、あるいは初心者でもいろんな人が経験できるのではないかなというふうに思います。

それと、聖火自体なんですけど、本物はよく分かりませんが、競技会なんかで一般に知らされているのは、1万円とか2万円ぐらいで販売されているんですね。ですから、そんなに負担は無く、できるのではないかなと思います。ぜひ先程の答弁でも非常に素晴らしいアイデアみたいに言っていただきましたので、そういう形で町長からも発信をしていただいて、実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

②につきましては、もちろんオリンピック・パラリンピックの選手そのものと、やっぱりもう難しいですからね。そんなに簡単には誘致をしても協力していただけないかと思えます。ただ、その関連する関係者とか、競技をよく知っている方だとか、そういう人はやっぱり言い方はちょっと乱暴ですけど、教えたくてしょうがないらしいんですよ。こういう人たちがこういうことで元気良くやっているよと。実は、先日も日本障がい者スポーツ協会というところに問い合わせしましたら、やっぱりどんどんやって欲しいというふうな話をされていました。ぜひ、実際にできるかどうかは別として、トライをしていただいて、連絡をすれば必ず何かのものにはなると思えますので、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、③の手話通訳と要約筆記者なんですけど、私も実は20年ぐらい前には手話通訳の講座、半年ぐらい、それを2回受けさせていただいたんですけど、手話通訳じゃなくて手話教室ですね。ただ、それを通訳するぐらいまでのレベルに達するには相当な時間といえますか、スキルといえますか、無いとやっぱり続かない。また、みんなの前に出て分かるようなことにはならない、なりづらい。しかも、その当時、先生に教わったのが、途中で聴覚障害になった人は、手話を学ぶ機会が無いので、分からない。世の中全体の手話、聴覚障がい者の中では数%しか手話を操ることができないというふうな、違った意味での問題があるようです。

そうすると、やっぱり要約筆記者、もっと質問を要約しろと今ちょっと手話が来たんですけど、要約筆記者を要請すること、そうするといわゆるテレビとかカラオケもそうですし、外国の映画もそうですけど、下にスーパーが出ますよね。それを現場でコンピュータを使ったりして、よく聞こえない人には目から情報を入れてもらうというやり方でやるようです。これがやっぱりうんとそういう意味では途中から耳が悪くなった人も含めて効果があるということなので、ぜひいろいろな集会やら催しやらそういう時にも、町内で工面ができなければ、県にやっぱりそういう団体があって派遣をしていただけるそうなので、ぜひそういうことも含めて、そもそも手話通訳とか要約筆記者がどういう仕事をしている

のか分からないと、なかなか次に繋がらないと思いますので、ぜひそういうのを今後対応を具体的にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

④は了解いたしました。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終わりました。

答弁願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 要約してお答えしましょう。まず、聖火リレーの話が出ました。聖火リレーの聖火という言葉を使わなければ、いわゆるオリンピックの大会組織委員会からのいろいろの制限の中で使うことは難しいということでもあります。特に、東京オリンピックのバッジをつけまして、つけている人もいますけれども、あのバッジを使用するだけでも、非常に多額の金を払ってスポンサーがお金を払ってオリンピックのロゴマークを使っておるような状況でありますから、聖火、五輪という言葉自体にも非常に多くの金がかかるということだということをもまずご理解をいただいて、そして例えば群馬県で聖火リレーが行われます。これは3月31日から4月1日の2日間、栃木から入って、長野へ引き継ぐコースがあるんですけども、そこに走る人も、ほとんどがスポンサーから選ばれた人たちだという話を聞いております。スポンサーがそれにお金を払ってそこへ走らせるということなんだと思いますけれども、それと同時に地域の人たちが走れるようなことも多少してもらわないと、地域を走る意味が無くなりますから、そういうことだというふうに思っておりますので、非常に五輪なり聖火なりそういう言葉で聖火リレーをするのは難しいかなというふうに思っております。確かに、トーチは安く買えるかもしれませんがけれども、それは甘楽町松明リレーとでもいって、町内を回るんだっただけでも、聖火リレーといいましたら、やっぱりオリンピックの組織委員会からの厳しいお達しがあるのかなというふうに思っております。

それから、障がい者のスポーツの関係でありますけれども、これは山田議員が言われますように、いろんな団体がいろんな協会があるんだというふうに思っておりますので、そういうところに相談をして、お年寄りの皆さんなり、何らかの機会を捉えてそういう人たちに来てもらって、障がい者スポーツの普及といいますか、そういうものに努められればというふうに思っておりますので、それはまた協議会の方によくお願いをしておきたいというふうに思っております。

それから、手話通訳につきましても、先程の話と同じように、県の団体等々相談しながら

ら、そういうものの理解を深めていただくことがまず必要だというふうに思っておりますので、そういう機会を捉えて取り組んでいければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了いたしました。

最後の質問がありましたら、お願ひいたします。

◇12番（山田邦彦君） 了解しました。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、一般質問は終了いたします。



○字句等整理委任の件

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成30年第3回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願ひたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願ひます。



○町長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了いたしました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

まず、議員の皆様におかれましては、極めてご多忙の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございました。

また、本会議に提案申し上げました議案、それぞれ慎重にご審議を賜りました結果、すべて原案どおり、ご議決、ご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

そして、先程の一般質問をはじめ、審議の過程で議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見、そしてご提言は、今後の町政運営に十分留意してまいりますので、一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

災害のご質問等が多くありましたけれども、よく群馬は安心だと言われておりますけれども、このような時でありますから、いつ大きな災害が発生するか分かりません。11月には、防災訓練を開催いたします。多くの皆さんに参加をいただき、有事に備えてのまず皆さんの心構えと防災意識の高揚を図りたいと思っております。昔の人が言いましたように、「備えあれば憂いなし」、このことにこれからも努めていきたいと思っております。

そして、暑さの話もありました。これから暑さが多少おさまってまいりますけれども、秋に向かって清々しい季節となっていく訳であります。そして、秋には町ではいろいろなイベントが多く開催をされます。町内外から多くのお客さんが見えてくれることも期待をしているおるところでありますけれども、この機会に「甘楽の魅力」を少しでも発信していきたいと考えておりますので、議員の皆さんもお力添えをお願い申し上げます。

そして、今日は、こうして大勢の皆さんに傍聴をいただきました。お越しをいただきまして、大変ありがとうございます。長時間ずっと座っていて、お疲れだったんじゃないかなというふうに思っているところでもありますけれども、今後におきましても、このように議会、そして町の行政等々に対しまして大きな関心を持っていただいて、また参加をいただければ、大変ありがたいというふうに思っておるところであります。

終わりに、傍聴いただきました皆さんにお礼を申し上げ、議員の皆様におかれましても、健康にくれぐれもご留意をいただくとともに、諸行事へのご協力と議員活動にますますご活躍いただきますようお願い申し上げ、簡単でありますけれども、閉会のご挨拶といたします。大変今日はありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 閉会にあたり、議長から一言ご挨拶申し上げます。

去る7日に開会されました今期定例会は、上程されたすべての案件を滞りなく議了し、只今をもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚く御礼を申し上げます。

また、本日、こうして大勢の皆さんにお越しいただき、長時間にわたり傍聴いただきま

したこと、誠にありがとうございました。

今後においては、「開かれた議会」を目指してまいりますので、議会に関心を高めていただき、また参加いただければ幸いです。

結びに、猛暑の夏は終わり、これからは段々と秋も深まり、山々の木々も色付く過ごしやすい季節となりますが、議員各位並びに執行各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、町政発展のために、ますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◇

○閉 会

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成30年第3回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時13分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 佐 俣 勝 彦

署名議員 江 原 榮 和

署名議員 中 野 喜 久 勇